

2024年度 法科大学院

第2期入学試験問題

2時限

民法

(論文集)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

[設問]

Xは、自己（＝X）所有の建物の一室（以下では、「本件不動産」という。）を、Yに期間2年、賃料を月額10万円で賃貸した。ところが、Yは、契約で禁止されていた犬を部屋の中で飼った。Yの隣の部屋の住人から、Yの部屋から犬の鳴き声がしてうるさいとの苦情がXに入っており、また、Yの下の部屋の住人からも、犬が走り回る音がうるさいとの苦情がXによせられている。そのため、XがYに対し何度か注意をしたが、Yは、犬の飼育をやめなかった。そこで、Xは、契約違反を理由にYとの本件不動産の賃貸借契約を解除した。Yは、解除後も本件不動産に住み続けていたが、部屋の水道に不具合が発生したため、水道を修繕し、Yは1万円の修理費用を業者に支払った。この場合に、XがYに対して、本件不動産からの退去を求めたとき、Yがそれを拒絶できるかを検討しなさい。なお、問題の検討にあたって、場合分けが必要な場合には、場合分けをして答えなさい。